

資源ごみ(小型家電)の分け方・出し方

「小型家電」は、資源ごみとして回収します。リサイクルの推進に御協力ください。



※事業系のごみは、対象ではありません。

小型家電リサイクル対象品 (資源ごみです。処理費用は無料です。)

小型家電リサイクル対象外品 (処理費用は有料です。)

資源ごみ(小型家電)

《小型家電の出し方》

小型家電は資源ごみとして拠点回収します。下記の指定回収場所にお持ち込みください。指定回収場所に持ち込む際は、**電池、バッテリーははずしてください。**(ボタン電池、充電電池は販売店へ、乾電池は有害ごみに出してください。)

また、個人情報のデータが記録されている小型家電を廃棄される際は、**事前にデータを削除してください。**

それぞれの指定回収場所への**営業時間外**の持ち込みはできません。

小型家電リサイクル対象品 指定回収場所

小型家電回収窓口

- エコセンター番匠
- 上浦振興局
- 弥生振興局
- 本匠振興局
- 宇目振興局
- 直川振興局
- 鶴見振興局
- 米水津振興局
- 蒲江振興局

小型家電回収ボックス※

- 佐伯市保健福祉総合センター和楽 (1F エントランスホール)
- 佐伯市役所 (1F エントランスホール)

※ボックス回収のため、高さ15cm×幅25cmの投入口に入る小型家電が対象になります。



それぞれのごみの出し方は、別紙「佐伯市家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。

燃えないごみ



粗大ごみ



家電リサイクル法対象品

